

## ペイオフ実施にあたり求められる環境整備

経済産業調査部門 矢嶋康次

### 1. ペイオフに向けて議論が本格化

2001年4月以降の銀行破綻に伴うペイオフ解禁（1000万円を超える預金についても全額保護するとしていた特例業務の廃止）に向けて「預金保険制度の見直し」議論が活発になっている。ペイオフを基本とした預金保険制度は、最近のような銀行破綻が相次ぐ切迫した状況下でつくられた訳ではなかったため、ペイオフが現実の可能性となった状況のもとでは、制度の見直しが必要となってきた。

見直しの対象は、保護対象の預金種類、破綻処理方法、財源問題（各行の健全度合いにに応じて預金保険料に差をつける制度への変更）など幅広い。

### 2. 焦点となる「決済性預金」保護

最近特に議論の焦点となっているのが、中小企業が中心となっている大口の「決済性預金」の取り扱いである。

現在の預金保険制度は、カバーする限度額を1000万円としている。これは「一般大衆の少額の貯蓄を保護し、信用秩序を維持する」という

制度趣旨を踏まえ、個別銀行のリスクを自ら判断できる企業など大口預金者については全額を保護する必要性に乏しいという考え方に基づいている。

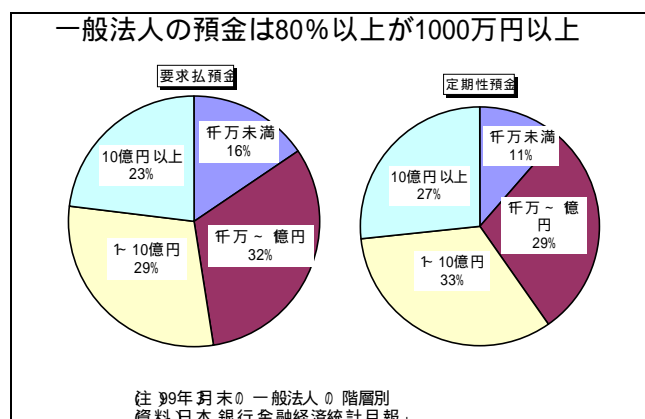
しかし大口預金の大部分を占める企業は、預金を貯蓄手段としてだけ使っているわけではなく、原材料の購入などに伴う小切手・手形取引の決済に利用していることも多い。

ペイオフとなれば、この決済がとまってしまい倒産に追い込まれる企業も出てきたり、最悪の場合には連鎖倒産も起こりうる。

このため「決済性預金は全額保護すべきである」という意見や、「そもそもペイオフは影響が大きすぎるので解禁を延期すべきである」という意見などがでてくる。

決済性預金を全額保護する場合には、当然財

図表 1



源確保の問題がでてくる。また企業の自己責任原則に反してモラルハザード（倫理の欠如）も懸念される。決済性預金の問題は、景気悪化・金融システム不安に直結する可能性があるため、議論が入り乱れている。

### 3. 破綻処理短期化へのハードル

日本では銀行の破綻に際して、破綻処理速度の遅さが問題をさらに深刻にしているという指摘もある。

米国においては、P & Aという破綻処理方法が中心をなしている。P & A (=Purchase and Assumption: 資産負債承継)は日本でいう営業譲渡に該当し、連邦預金保険公社は破綻金融機関の資産・負債の全部または一部を他の金融機関に承継させ、短期処理を実行している。金曜日に破綻しても、翌月曜日には引き継ぎ銀行は決定されているため、決済ができない、資金が引き出せないといったことは発生せず、金融システムを維持している。

日本の場合、短期処理を可能にするには倒産法の改正や預金保険機構の権限強化などが必要である。また、現在時限立法になっている、引継ぎ銀行が見つからなかったときのブリッジバンク制度の恒久化、などもあわせて検討されな

くてはならない。破綻処理短期化を実現するために、越えなくてはならないハードルは依然多い。

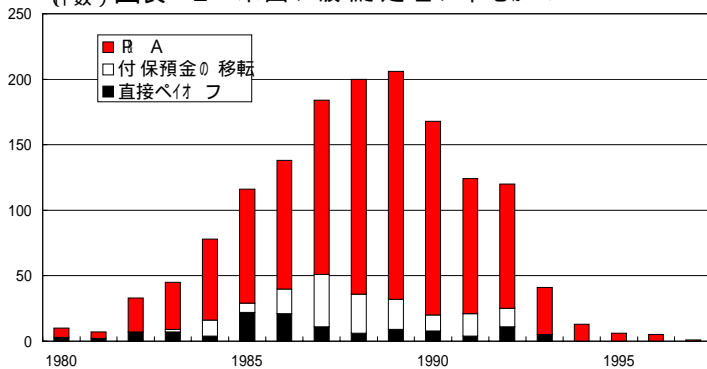
### 4. 残る情報開示等への不安

「ペイオフ解禁」への不満の声も多い。ペイオフ制度自体、内容が難しく必ずしも国民の理解が正確でない上、ペイオフ実施で預金者は「自己責任」が問われるのに対して、金融機関の情報開示が十分なのか、セーフティーネットが整備されているのかという点に不安があるからである。

金融ビッグバンの目的は、市場規律を機軸に、預金者・金融機関・行政の3者間で、チェック&バランスを働かすことにあった。

ペイオフ解禁は「自己責任原則」という金融ビッグバンの理念を徹底するためには必要であることはいうまでもない。しかし、それが預金者サイドに自己責任を求めるだけでなくその前提となる制度の整備が図られることが、まず緊急の課題であることも忘れてはならない。

図表 2 米国の破綻処理の中心は R



注 米国連邦預金保険公社 (FDIC) による金融機関の破綻処理件数 (資料) 和等

- ・ 本レポート記載のデータは各種の情報源から入手、加工したものがその正確性と完全性を保障するものではありません。
- ・ 本レポート内容について、将来見解を変更することもあります。
- ・ 本レポートは情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。なお、ニッセイ基礎研究所に対する書面による同意なしに本レポートを複写、引用、配布することを禁じます。